

公共工事等の前払金制度の改正について

【改正の趣旨】

厳しい経済状況の中、請負業者の方が工事の施工に必要な労働力や資材等を円滑に確保できるよう、公共工事等の前払金制度実施要綱を改正します。

【改正の概要】

1. 前払金の支払限度額について

1 件の請負金額が 130 万円以上の土木建築等に関する工事又は調査測量設計業務について、前払金限度額を撤廃します。（前払金の範囲、額は変更なし）

改正前後の比較

		改正後	改正前
前払金の範囲 (前払金の額)	工事	請負金額 130 万円以上 (請負金額の 4/10 以内)	請負金額 130 万円以上 (請負金額の 4/10 以内)
	測量、調査、 設計業務	請負金額 130 万円以上 (請負金額の 3/10 以内)	請負金額 130 万円以上 (請負金額の 3/10 以内)
前払金の限度額		<u>限度額なし</u>	<u>5,000 万円</u>

2. 中間前払金制度の導入について

工事の当初前払金に追加して支払う「中間前払金制度」を導入します。

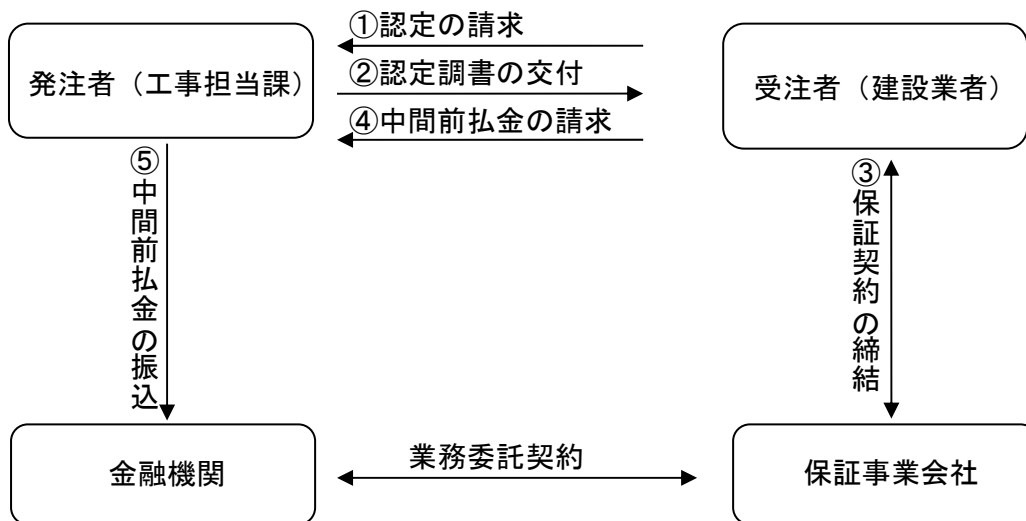
- ・対象工事 1 件の請負金額が 130 万円以上の土木建築等に関する工事
- ・支払率 請負金額の 2/10 以内
- ・支払限度額 限度額なし
ただし、前払金と合わせて請負額の 6/10 を超えないこと

【適用する日】

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告・指名通知等を行う工事又は業務に適用します。

公共工事等の中間前払金制度の導入について

- 対象工事 1 件の請負金額が 130 万円以上の土木建築等に関する工事
- 支払額 請負金額の 2/10 以内
(ただし、前払金と合わせて請負額の 6/10 を超えないこと)
- 支払要件 次の要件を全て満たしていること。
※保証会社の保証を担保とした前払金を受けていること
※部分払いを受けていないこと
※工期の 2 分の 1 を経過していること
※工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
※既に行われた作業に要した経費が、請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当すること
- 請求手順 ①工事担当課に「認定請求書」等申請書類を提出
②工事担当課は、支払要件等を確認し「認定調書」を交付
③保証事業会社に「認定調書」を提出し中間前払金保証契約を締結
④「保証証書」を添えて「中間前払金請求書」を工事担当課に提出
⑤工事担当課は、適正な請求書を受領後 14 日以内に支払



- 留意点 ※中間前払金と部分払の両方を請求することはできない。
(中間前払金または部分払のいずれを請求するかについては、受注者の選択による。)
- ※部分払の請求を行ったときは、更に中間前払金の請求はできない。
- ※中間前払金の請求を行ったときは、更に部分払の請求はできない。
ただし、繰越等に係る契約については、年度末の出来高部分に対する部分払は可

様式第1号（要綱第3条関係）

年 月 日

越前町長 様

住所
受注者 商号又は名称
代表者名 印

中間前払金認定請求書

越前町工事請負契約約款第34条第4項に基づき、下記工事の中間前払金の認定を請求します。

記

工事名 :

工事場所 : 越前町 地係

契約日 : 年 月 日

工期 : 着工 年 月 日
完成 年 月 日

請負代金額 : ¥ 円

添付書類

1. 工事履行報告書（様式第2号）
2. 工事の進捗状況を表示した工程表
3. 工事の出来高が確認できる資料（数量表・工事費内訳書・写真等）

注 債務負担行為に係る契約の場合は、請負代金額及び工期の欄に、請求しようとする年度に係るものを（ ）内に併せて記載すること

認定要件確認欄	監督職員
<input type="checkbox"/> 保証会社の保証を担保とした前払金を受けている	
<input type="checkbox"/> 部分払いを受けていない	
<input type="checkbox"/> 工期の2分の1を経過している	
<input type="checkbox"/> 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われている	
<input type="checkbox"/> 既に行われた作業に要した経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当する	

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	着工 完成	年 月 日 年 月 日	
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
月	()		
(備考)			

注 債務負担行為に係る契約の場合は、請負代金額及び工期の欄に、請求しようとする年度に係るものを () 内に併せて記載すること